

仕様書

1. 業務の名称 勝山中学校産業廃棄物収集運搬処分業務
2. 業務場所 下関市秋根上町二丁目 5 番 1 号（下関市立勝山中学校）
3. 業務の内容 勝山中学校で不用となった備品等の収集、運搬及び処分を行うもの。
4. 実施期間 契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
ただし、別添「廃棄物明細書」収集日時に記載がある物品については指示通りとすること。
5. 対象廃棄物の種類及び数量 別添「廃棄物明細書」及び平面図のとおり
6. 提出物
 - ・収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェスト B 2、B 4 又は B 6 票、処分業務については、マニフェスト D 票
 - ・業務完了報告書
7. 注意事項
 - ・入札にあたっては、別添「廃棄物明細書」の記載内容を基に、必要があれば現地確認を行い、適切に見積った上で行うこと。
 - ・現地確認を行う際は、事前に担当者に連絡をして、学校を訪問する日時を調整すること。
 - ・業務に当たって必要な経費については、全て委託料に含むこと。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に定める特定家庭用機器廃棄物にかかる家電リサイクル券については、委託者にて用意する。
 - ・業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
8. その他
 - ・搬出方法及び搬出日その他必要な事項については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。
 - ・業務を実施するにあたり、作業員及び周辺の安全確保、周辺の環境保全に努

別紙 1

めること。

- ・業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- ・業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙 3 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- ・業務においてその他疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。